

小矢部市入札心得（物品等の調達）

（趣 旨）

第1条 小矢部市が発注する物品の購入、借入れの契約及び役務（建設工事に係る測量等の役務を除く。）の提供を受ける契約に係る指名競争入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、小矢部市契約規則（昭和48年小矢部市規則第8号）その他法令に定めるほか、この心得の定めるところによるものとする。

（入札等）

第2条 入札参加者は、この心得、仕様書及び指名通知書を熟慮のうえ、入札しなければならない。ただし、仕様書等に疑義があるときは、入札の前日まで関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、所要の事項を明記し、記名押印し、封かんしたうえ提出しなければならない。
- 3 市が特に指定した場合で、入札の日時にやむを得ず参加できない場合は、事前に入札書を契約担当課に直接持参し、又は郵送をもって入札することができる。ただし、入札日前日までに到着しないものは無効とする。
- 4 入札者は、一旦提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回することができない。
- 5 指定した場所及び時刻までに提出しなかった場合は、棄権したものとする。
- 6 入札の執行を故意に妨害した入札者には、退場を命ずることができる。
- 7 入札参加者は、代理人の記名押印により入札するときはその委任状を持参させなければならない。
- 8 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4「一般競争入札参加者の資格」の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

第2条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了にいたるまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するとき、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - （1）入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当課に直接持参し、又は郵送（入札日前日までに到着したものに限る。）する。
 - （2）入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出する。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 4 入札の辞退により、入札参加者が1人のときは、入札執行を中止するものとする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札の意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第4条 入札参加者が独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは、不穩の行動をなし、又は関係職員が入札の適正な執行をさまたげる恐れがあると認めるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させず、又は、入札執行を延期し若しくは中止することがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号いずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その個所に押印のない入札
- (3) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札
- (4) 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札又は二人以上の入札者の代理を兼ねてした入札
- (5) 必要な記載事項を確認できない入札
- (6) 明らかに独禁法などに抵触すると認められる入札又は入札に際し不正行為があったと認められる入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 再度の入札にあたり、事前の入札の最低価格以上の価格の入札
- (9) 小矢部市暴力団排除条例施行規則第3条で定める者が参加した入札
- (10) 入札に関して暴力団関係者から不当な介入行為を受けたにもかかわらず、小矢部市長に報告せず、又は小矢部警察署長に届け出をしていない者が参加した入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、この心得に定められた入札に関する事項に違反した入札

(開 札)

第6条 開札は、入札場所において、入札後直ちに入札参加者立会のうえ行うものとする。ただし、入札参加者全員が第2条第3項の規定により入札した場合は、この限りではない。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、直ちに当該入札をなした者にくじを引かせて落札者を決定する。

(再度入札等)

第8条 開札をなした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、入札参加者全員が第2条第3項の規定により入札した場合は、この限りではない。

2 第5条の規定により入札が無効とされた者は、特別の場合を除き、当該入札に再度参加することができない。

3 第2条第3項により入札をした者は、当該入札に再度参加することができない場合がある。

(契約書の提出)

第9条 落札者は、落札した日から起算して5日以内（休日、祝祭日を除く。）に契約を締結しなければならない。

2 落札者が第1項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(異議の申立て)

第10条 入札をしたのものは、入札後に仕様書等についての不明等を理由として異議を申立てることはできない。

附 則

この入札心得は、平成15年5月1日から施行する。

この入札心得は、平成25年7月1日から施行する。

入 札 辞 退 届

平成 年 月 日

(あて先) 小矢部市長

住 所

氏 名

印

このたび、平成 年 月 日付 小財第 号で指名通知をいただきました、下記の入札を都合により辞退いたしますので届け出いたします。

記

1. 契約番号 第 号

2. 件 名 _____

(第 回)

入 札 書

平成 年 月 日

(あて先) 小矢部市長

住所

氏 名

印

下記のとおり入札いたします。

記

1. 契約番号 第 号

1. 納入場所

1. 件 名

1. 入札金額

¥		千	百	十	万	千	百	十	一
---	--	---	---	---	---	---	---	---	---